

大学コンソーシアム京都加盟校
大学・短期大学教職員・学生 各位

公益財団法人大学コンソーシアム京都

キャンパスプラザ京都の利用に係る大学料金の適用について

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）の使用料について、京都市告示第57号（平成21年4月6日）、686号（平成28年3月31日）で定める「大学等」（裏面参照）が交流活動（※）で使用する場合、「京都市大学のまち交流センター条例」に定める使用料（大学料金）が適用されます。

※交流活動・・・学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動

1. 大学料金が適用される場合

京都市告示で定める「大学等」で、以下の場合に大学料金が適用されます。

- (1) 使用を申請する者が、「大学等」の代表者（学長、学部長等）で、使用目的が上述の「連携・交流活動」であり、かつ、その催しを主催または共催する場合。なお、共催については、その催しを当番校や主催者との協同事業として、「大学等」が主体的に運営する場合に限る。
- (2) 使用を申請する者が、「大学等」に在籍する教職員（専任・非専任不問）で、使用目的が大学に関する活動（講義、公開講座・研究発表、SD・FD活動、大学に関する学習会、研修会、会議等）であり、かつ、その本人がその催しの主催者である場合。
- (3) 使用を申請する者が、「大学等」が公認する学生団体または「学生Place+」の公認団体（輝く学生応援プロジェクト登録団体）の学生であること。またその使用目的が課外活動の学習会、発表会、地域との交流活動であり、かつ、その催しを主催または共催する場合。

2. 大学料金が適用されない場合（一般料金となる場合）

京都市告示で定める「大学等」であっても、以下の場合は大学料金が適用されません。

- (1) 「大学等」が主体的に催しを運営しない場合（協賛、後援なども適用外）。
- (2) 申請時および利用時に教職員の身分が職員証や在籍証明書などで確認できない場合。
- (3) 使用時に申請者（または担当者*1）が不在（鍵の受け取りや返却ができない等）の場合。
- (4) 教職員が大学に関する活動ではなく、個人的な活動（趣味等）や組合活動で使用する場合。
- (5) 公認学生団体が主体的に催しを運営しない場合や学生が個人的に使用する場合。
- (6) 公認学生団体の催しでアルコール類の提供を伴う懇親会や交流会で使用する場合。

3. 特記事項

以下のような場合と判断したときは、使用許可の取り消しや一般料金との差額徴収、また、今後の利用をお断りすることがありますのでご注意ください。

- (1) 使用申請者（または担当者*1）が不在で申請者以外の者が使用していた場合（名義貸し）。
- (2) 使用申請者が申請した目的とは異なる内容で使用していた場合（虚偽申請）。
- (3) 使用申請者が教職員個人で、主催と申請していたが、実際は申請者が所属する大学以外の団体（企業、学会、NPO等）が主催する場合。

ご不明な点は施設窓口（キャンパスプラザ京都1階、電話 075-353-9111）までお問い合わせください。

以上

*1 窓口で実際に申請や鍵借受等一連の手続を行う主担当者。主担当者は当該大学等に在籍するものあるいは公認学生団体に在籍する学生で、各手続毎に窓口で身分証提示が必要。

京都市告示第 57 号（平成 21 年 4 月 6 日）、686 号（平成 28 年 3 月 31 日）

1 京都教育大学	27 京都聖母女学院短期大学
2 京都工芸繊維大学	28 京都造形芸術大学
3 京都大学	39 京都橘大学
4 京都府立医科大学	30 京都ノートルダム女子大学
5 京都府立大学	31 京都美術工芸大学
6 京都市立芸術大学	32 京都文教大学
7 池坊短期大学	33 京都文教短期大学
8 大谷大学	34 京都薬科大学
9 大谷大学短期大学部	35 種智院大学
10 華頂短期大学	36 成安造形大学
11 京都医療科学大学	37 成美大学
12 京都外国語大学	38 成美大学短期大学
13 京都外国語短期大学	39 同志社女子大学
14 京都学園大学	40 同志社大学
15 京都華頂大学	41 花園大学
16 京都看護大学	42 佛教大学
17 京都経済短期大学	43 平安女学院大学
18 京都光華女子大学	44 平安女学院大学短期大学部
19 京都光華女子大学短期大学部	45 明治国際医療大学
20 京都嵯峨芸術大学	46 立命館大学
21 京都嵯峨芸術大学短期大学部	47 龍谷大学
22 京都産業大学	48 龍谷大学短期大学部
23 京都情報大学院大学	49 放送大学
24 京都女子大学	(京都学習センターが使用する場合に限る。)
25 京都精華大学	
26 京都西山短期大学	